

目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

施策10 子ども家庭支援体制の充実

これまでの取組と成果

- ◆こども総合相談センター(児童相談所)の児童福祉司や児童心理司を増員し、児童虐待に関する相談・通告を含む相談受理件数の急激な増加に対応するなど、専門的・総合的な介入・支援の充実に取り組みました。
- ◆子ども家庭支援センターを増設し、家庭からの相談や区役所等の関係機関からの紹介による相談など様々な相談に対応できる支援体制の充実に取り組みました。

現状と課題

- ◆区役所、子ども家庭支援センター、こども総合相談センター(児童相談所)などの相談窓口には、子育ての悩み、養育困難、児童虐待、ひきこもりなど、子どもに関する様々な相談が寄せられています。区やこども総合相談センター(児童相談所)の面接相談件数は年々増加しており、子ども家庭支援センターの相談件数も開設初年度(平成25年度)の約5倍に達するなど、子育て家庭の相談ニーズは非常に高い状況にあります。
- ◆こども総合相談センター(児童相談所)では、養護相談や障がい相談が集中・増加する一方で、児童虐待など緊急性の高い重篤な事案への対応が求められています。一般的な子育ての悩みに関する相談から専門的・介入的な支援を要する相談まで、増加するすべての相談に的確に対応するためには、より市民に身近な区役所や子ども家庭支援センターなど、市の相談機関全体の体制強化や役割分担が必要となります。

施策の方向性

- ◆子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させるとともに、電話による相談や通告の内容を一本化し、それぞれに対応した機関等に引き継ぐ、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備します。
- ◆各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、こども総合相談センター(児童相談所)と区役所の機能分化を推進することにより、児童虐待の発生・再発の予防などに取り組みます。
- ◆子ども家庭総合支援拠点においては、子どもプラザ(地域子育て支援拠点事業)などと連携し、子どもや家庭を支える地域づくりを推進します。
- ◆子ども家庭支援センターの増設を検討するなど、専門的な通所相談機能を強化します。
- ◆こども総合相談センター(児童相談所)の体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を充実させます。

(1) 子どもを支える校区の支援体制の充実

- 子ども家庭総合支援拠点において、子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）、民生委員・児童委員や主任児童委員、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校などの各機関や、居場所づくり等の地域活動に関わる住民と連携し、より身近な場所で子どもや家庭に寄り添い、課題を早期に把握し、支援できる地域づくりを推進します。
- 学校においては、スクールソーシャルワーカー、登校支援が必要な児童生徒に専任で対応する教員、養護教諭その他の教職員、スクールカウンセラー等が十分に連携し、子どもや家庭に関する課題の早期発見・早期対応に努め、地域や行政と連携して、深刻化を防止します。

(2) 区子ども家庭総合支援拠点の整備（区役所の相談支援体制強化）

- 各区役所を子ども家庭総合支援拠点として在宅支援体制を強化し、こども総合相談センター(児童相談所)から区役所への在宅支援機能の移管、こども総合相談センター(児童相談所)と区役所の機能分化を推進します。
- 子ども家庭総合支援拠点においては、身近な場所における子ども等の相談対応から通所、在宅支援サービスによる専門的な支援までの継続的なソーシャルワーク機能を強化するとともに、要保護児童支援地域協議会、子育て世代包括支援センター、こども総合相談センター(児童相談所)、子ども家庭支援センター等と連携し、養育状況の深刻化や児童虐待の発生・再発の予防に取り組むなど、子ども家庭に関する福祉的・心理的な専門性を活かした相談・支援を行います。

(3) 子ども家庭支援センターの充実

- 子ども家庭支援センターの増設を検討するなど専門的な通所相談機能の充実に取り組み、こども総合相談センター（児童相談所や各区子ども家庭総合支援拠点などと連携しながら、子どもや子育てに関する相談に対応します。

(4) 児童相談所機能の強化

- 児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係不良の深刻化などに関する専門的な介入・支援に取り組むため、児童福祉司や児童心理司などの増員や専門性の強化、医師、保健師、弁護士配置など、必要な体制を確保していきます。
- 子どもの状況に応じた一時保護の環境づくりを進めるため、こども総合相談センター(児童相談所)の一時保護所の小規模化などケアの質を向上させるとともに、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置、里親等への委託など、一時保護の地域分散化を進めます。
- 児童虐待等の深刻な問題に対応するため、必要に応じて一時保護、里親委託・施設入所等の措置を実施し、社会的養護に関わる関係者（里親、乳児院、児童養護施設、フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)等の民間団体など)とともに、家庭の養育機能の獲得や回復、親子関係の再構築、子どもの自立支援などに取り組みます。

(5) 電話相談・通告窓口の一元化

- 問題が深刻化する前に子どもや保護者が気軽に相談できるよう、24時間の電話相談や女の子専用の電話相談などの総合相談窓口としての機能を引き続き充実させるとともに、電話による相談・通告の内容や相談者のニーズに応じて適切な機関等に引き継ぐ振り分け機能（一元的相談・通告窓口）を整備します。

(6) 被害に遭った子どもなどへの支援

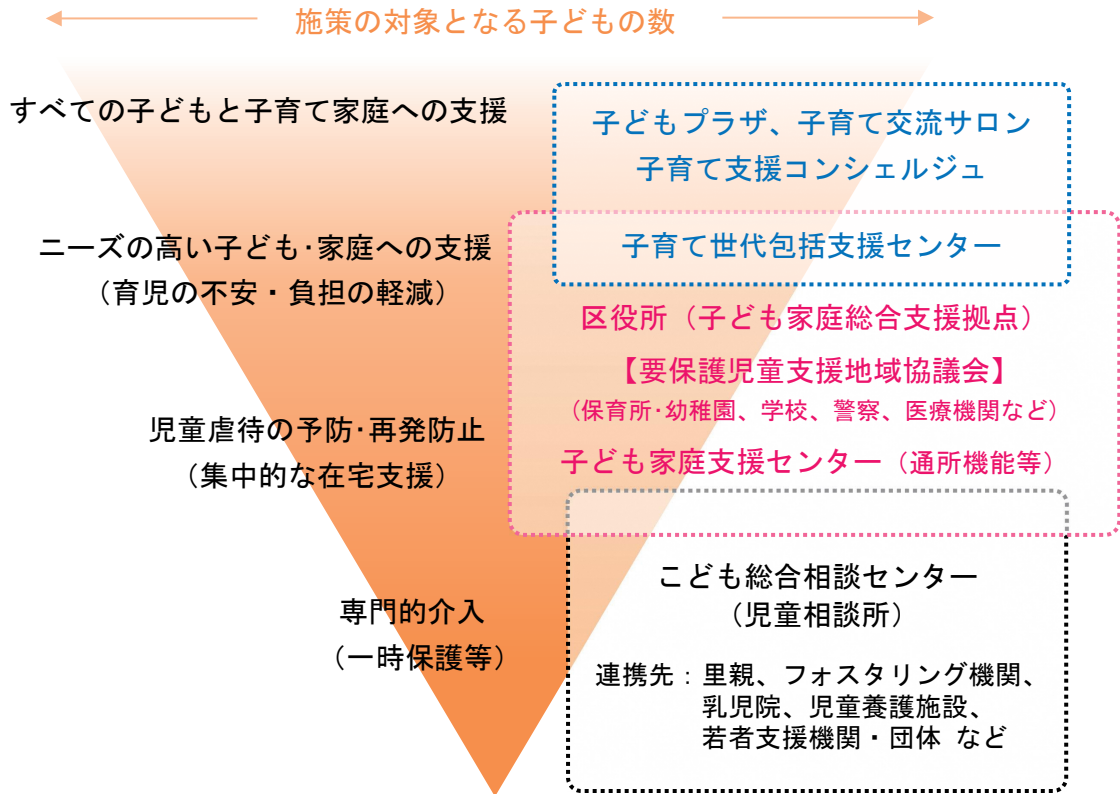
- 事件や事故に遭遇した子どもの心のケアを図るため、学校、こども総合相談センター（児童相談所）などの機関が連携し、被害を受けた子どもやその家族を支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要
貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業（施策13再掲）	貧困の状況にある子どもを支えるネットワークを構築するため、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会、情報交換会等を実施
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
家庭児童相談室	区保健福祉センター家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、婦人相談、家庭・児童相談を実施
要保護児童支援地域協議会（要支協）（施策11再掲）	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童の保護及び自立支援、要支援児童・特定妊婦への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施
子ども家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施
こども総合相談センター	0歳から20歳までの子どもや保護者などを対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育の分野からの総合的・専門的な相談・支援を実施
被害に遭った子どもの支援	事件、事故、自然災害などに子どもが巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などにさまざまな反応を示すおそれが生じたときに、子どもの心の支援を実施

(参考)

■ 充実させる支援体制の全体像



施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

これまでの取組と成果

- ◆子どもに関係する機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修の企画を行うなど、市民、行政、地域、企業などを含めた社会全体で子どもを見守る取組みを推進しました。
- ◆家庭での養育が一時的に困難な場合に子どもを預かる子どもショートステイについて、利用ニーズの増加に対応して受け入れを拡大するなど、育児不安や養育困難の深刻化を予防する支援の充実に取り組みました。
- ◆医療機関を対象に児童虐待に関する相談窓口を設置し、また、各医療機関が関わった児童虐待の事例を相互に検討する機会を充実させるとともに、養育状況を確認できない全ての子どもの家庭訪問を実施するなど、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。
- ◆区役所（保健福祉センター）に対し、支援に関する助言等を行うスーパーバイザーを派遣するとともに、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、学校の職員などが参加する合同の研修を実施するなど、児童虐待に対する対応力の向上に取り組みました。

現状と課題

- ◆こども総合相談センター（児童相談所）における児童虐待相談対応件数は5年連続で増加し、平成25年度の4倍を超えており、夫婦間暴力（DV）の目撃を含む心理的虐待や身体的虐待に関する相談・通告が増加するとともに、放任虐待（ネグレクト）に関する相談・通告も依然として高い状況にあります。個々の相談の内容は複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向があります。
- ◆福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）によると、家庭での子どもへのしつけに関し、母親では32.5%、父親では40.0%の保護者が体罰を容認する考えをもっており、体罰等によらない養育の社会的な浸透が課題となっています。

施策の方向性

- ◆一人ひとりの子どもが、家庭において、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させます。
- ◆区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取組みを社会全体で推進します。
- ◆体罰等によらない子育ての啓発や養育スキル獲得の支援などによる児童虐待の予防や再発防止に取り組みます。

(1) 在宅支援サービスの充実などによる未然防止の強化

- 区役所においては、産科医療機関と連携した妊娠期からの支援や、産後早期の支援、生後間もない乳児がいる家庭を対象とした子育て教室などを実施するとともに、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握、支援に取り組みます。
- こども総合相談センター(児童相談所)や区役所などにおいて、保護者が暴力に頼ることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるためのペアレントトレーニング等を実施するとともに、子どもプラザ(地域子育て支援拠点事業)における講座や学校における保護者懇談の場などを通じ、体罰等によらない子育てに関する啓発等に取り組みます。
- 要保護児童の保護者が利用しやすい養育支援訪問事業を拡充し、育児・家事援助や要保護児童等に対する訪問相談支援を実施するとともに、乳児院等による産前産後の予防的な支援を行うなど、家庭での養育困難を防止するための支援サービスを充実させます。
- 子育て家庭のニーズが高い子どもショートステイについて、乳児院や児童養護施設に加え、身近な地域での受け入れ先として里親等を活用するなど、受け入れが必要な人数の見込みに応じた利用枠の確保を計画的に進めるとともに、子ども家庭支援センター等による受け入れ先のマッチングを行うなど、育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防に取り組みます。
- 地域では、民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設など、乳幼児とその家庭を支える取組みを推進します。

(2) 関係機関の連携による支援や啓発

- 子どもに関係するさまざまな機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修を行うなど、市民、地域、企業とともに、社会全体で子どもを見守る取組みを進めます。
- 要保護児童支援地域協議会において、福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者などが連携し、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の協議などを行い、互いに連携しながら、きめ細かな支援を行います。
- 地域では、スクールソーシャルワーカー、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などが中心となって、困難を抱える子ども家庭を身近な場所で見守り、支援するためのネットワークの構築、関係機関との連携に努めます。

(3) 早期発見・早期対応

- 休日や夜間において、必要な場合に家庭を訪問し、子どもの安全確認等を行う体制のさらなる充実や、養育環境を確認できない子どもの家庭訪問に取り組みます。
- 児童虐待の早期発見が可能な医療機関、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校（スクールソーシャルワーカー等）、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、警察などと、こども総合相談センター（児童相談所）や区役所が、日ごろの業務や研修の機会を通じて相互理解を深め、必要な連携を行い、子どもと家族に支援を届けます。
- 医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例を相互に検討するなどの取組みを行い、医療機関における児童虐待への対応力の向上を図ります。
- 配偶者やパートナーからの暴力（DV）による子どもへの心理的虐待について、配偶者暴力相談支援センターなどとの連携をさらに深め、早期の対応を行います。

(4) 再発防止と重篤事例の検証

- 児童虐待の再発を防止するため、こども総合相談センター（児童相談所）や区役所、子ども家庭支援センターにおいて、被害を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などを継続して行います。
- 保護された子どもと保護者の親子関係の再構築を支援するため、保護者へのカウンセリングや親子プログラム等を実施します。
- 虐待による死亡など、子どもが著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合は、福岡市こども・子育て審議会の権利擁護等専門部会において検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査（施策1再掲）	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施
乳幼児健康診査（施策1再掲）	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導を実施。また、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る
産婦健康診査（施策1再掲）	産後間もない母親に対する健康診査を実施し、関係機関と連携して母子への早期支援を実施
母子保健訪問指導（施策1再掲）	妊産婦・新生児・未熟児等に対して、母子訪問指導員や校区担当保健師などによる訪問指導を実施
児童虐待防止事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもや親のケアなどの再発防止などの取組を実施
虐待防止等強化事業（養育支援訪問事業等）	区保健福祉センター職員等を対象とした虐待対応の専門的な研修、区における虐待防止の広報啓発、養育支援訪問事業などを実施

産前・産後母子支援事業	様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、母子生活支援施設において、妊娠期から出産後の母子への継続的、総合的な支援を実施
子どもショートステイ（子育て短期支援事業）	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設などで短期間の預かりを実施
こんにちは赤ちゃん訪問事業（施策3再掲）	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
要保護児童支援地域協議会（要支協）	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童の保護及び自立支援、要支援児童・特定妊婦への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもに係る団体で構成する「子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、福岡市全体で子どもを見守る取組を実施
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施
他機関連携強化事業	警察、検察と連携し、児童虐待への法的対応を高めるため、職員の面接手法の取得及びスキルアップを図る
児童虐待防止医療ネットワーク事業	拠点病院において、地域の医療機関からの相談への助言、教育研修、ネットワーク会議を実施し、市内の医療機関・関係機関相互の連携・支援体制を強化
DV相談・支援推進事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携したDV被害者の支援の実施及び連絡調整、相談員などの研修、DV防止啓発などを実施
措置児童の家庭移行支援事業（施策14再掲）	措置児童が家庭復帰できるよう、保護者に対して児童への接し方等の助言やカウンセリングなどの親子支援を行い、また、家庭復帰後も安定的な家族関係の調整を実施

施策12 ひとり親家庭の支援

これまでの取組と成果

- ◆ 高等職業訓練促進資金貸付事業やひとり親家庭高等学校卒業程度認定資格合格支援事業を開始するとともに、養育費セミナーを開催するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組みました。
- ◆ 児童扶養手当の多子加算を増額するとともに、未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用の対象事業を拡大するなど、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。

現状と課題

- ◆ 福岡市ひとり親家庭実態調査によると、福岡市においてひとり親家庭の約9割を占める母子家庭は増加し続けており、平成28年度の実態調査では、母子家庭の平均年収(推計)は251.5万円であるなど、引き続き経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭への支援が求められています。
- ◆ 同調査(平成28年度)によると、母子家庭の10.1%が未婚であり、他のひとり親家庭と同様の負担軽減策が求められます。
- ◆ 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成30年度)によると、ひとり親家庭の保護者はフルタイムへの転職希望割合が高く、就業の支援が求められています。
- ◆ 同調査によると、ひとり親家庭では、全世帯に比べて
 - ・ 日頃「子どもとの時間が十分にとれない」、子どもと一緒に過ごす時間が「不足している」と感じる割合が高く、子どもだけで過ごす時間が長い傾向にあり、保護者と子どもが接する時間の確保を支援することや、放課後等に子どもが大人と関わる場や居場所を提供することが課題となっています。
 - ・ 自宅での子どもの学習習慣が身に付きにくい傾向もみられ、その支援も課題となっています。

施策の方向性

- ◆ ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実、利用促進に取り組みます。
- ◆ 貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

(1) 身近な相談支援体制の充実と利便性向上

- より多くのひとり親家庭が、身近な場所で相談でき、自立支援プログラム、自立支援給付金、養育費確保支援、日常生活支援事業などの各種給付制度やサービスを手軽に利用できるよう、区役所、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談体制を充実し、情報発信や連携を強化します。

(2) 子育て・生活の支援

- ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進、子どもショートステイの実施などにより、ひとり親家庭の子育てや、仕事と子育ての両立を支援します。
- 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが能力を最大限に伸ばすことができるよう、教育委員会などと連携し、就学や学習の支援、教育費の援助、進学への支援などに取り組みます。(施策13再掲)
- 食事などを通じて大人と関わる場や体験の機会を得られる居場所づくりを行う団体や地域活動を支援します。(施策13再掲)

(3) 就業や自立の支援

- ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援センターにおいて、公共職業安定所、市の関係部署と連携し、相談から就業まで一貫した支援を行います。
- ひとり親家庭の保護者の就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。

(4) 経済的支援

- 経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、市営住宅の優先入居など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。
- 子ども施策の各種利用料等の算定において、未婚のひとり親に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。

(5) 養育費の確保

- 子どもの養育に対する責務は両親にあるため、離婚した配偶者からの養育費の取得に関する啓発を行うとともに、ひとり親家庭支援センター等において法律面の相談の場を提供します。

【主な事業】

事業名	事業概要
家庭児童相談室（施策10再掲）	区保健福祉センター家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、婦人相談、家庭・児童相談を実施
ひとり親家庭支援センター（就業相談など）	ひとり親家庭支援センターにおいて各種相談（生活、就業など）、法律相談（養育費の取り決め、親権、金銭問題など）を行うほか、就業に結びつく可能性の高い技能・資格の取得に向けた就業支援講習会、養育費セミナー、自立支援プログラムの策定などを実施
男女共同参画推進センターにおける相談	各種相談（総合相談、アミカスDVダイヤル、法律相談、男性相談）及び法律講座（親権、面会交流、養育費）を実施
母子生活支援施設における自立支援	保護を必要とする18歳未満の子どもを養育している母子家庭などを入所させ、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施
ひとり親家庭ガイドブック	ひとり親家庭向けの施策をまとめたガイドブックを発行し、施策の周知を図る
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の修学などの自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育などのサービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣して、必要な支援を実施
子どもショートステイ（子育て短期支援事業）（施策11再掲）	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設などで短期間の預かりを実施
子どもの食と居場所づくり支援事業（施策13再掲）	子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行うNPOやボランティア団体等に対し、活動経費を一部助成
高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、入学準備金、就職準備金の貸付を実施
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の6割、最高20万円×上限4年間までの給付金を支給
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において1年以上修業している場合に、4年間を上限に給付金を支給
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び20歳未満の子どもが高卒認定試験合格のための講座を受講する費用の一部を助成
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（障がい児については20歳未満）の子どもを監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは養育者に手当を支給
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居（施策13再掲）	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施 また、随時募集において、ひとり親家庭や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を申し込み要件のひとつとしている
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成（一部自己負担あり。児童扶養手当に準拠した所得制限あり。）
寡婦（夫）控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施

施策13 子どもの貧困対策の推進

これまでの取組と成果

- ◆生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターに子ども支援員を配置し、関係機関と連携して包括的な支援に取り組みました。
- ◆生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問や面談を通じて自立に向けた支援に取り組むとともに、不登校等で社会的な繋がりがなく学習が遅れている子どもの支援に取り組みました。
- ◆いわゆる子ども食堂を運営する団体等に対する助成や運営等の支援を開始するとともに、その運営団体を中心とした地域のネットワークづくりのための研修会を開催するなど、貧困等の困難な状況にある子どもを地域で支える活動の支援に取り組みました。
- ◆児童扶養手当の多子加算を増額するとともに、未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用の対象事業を拡大するなど、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。(施策12再掲)

現状と課題

- ◆生活保護世帯の子どもの高校等進学率は全世帯に比べて低い状況にあります。
- ◆福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(平成30年度)によると、世帯収入が低い世帯では、全世帯に比べて
 - ・子どもの自宅学習の習慣が少ない状況にあり、貧困の状況にある子どもに対する学習支援が課題となっています。
 - ・放課後に子どもだけで過ごす割合が高く、放課後等に子どもが大人と関わる場や居場所、体験の機会を地域や社会全体で提供することが求められています。
 - ・子育てに関して不安や負担を感じる割合が高い一方で、気軽に相談できる人が少ない傾向にあり、子育てに関する相談体制や情報提供を充実させる必要があります。

施策の方向性

- ◆子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ◆教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

(1) 子どもの学習支援の推進

- 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが能力を最大限に伸ばすことができるよう、教育委員会などと連携し、就学や学習の支援、教育費の援助、進学への支援などに取り組みます。

(2) 地域の居場所と関わりの充実

- 食事などを通じて大人と関わる場や体験の機会を得られる居場所づくりを行う団体や地域活動を支援します。
- 民生委員・児童委員や主任児童委員、保育所や学校、区役所（保健福祉センター）などの関係機関、居場所づくりを行っている団体や地域がつながり、子どもや家庭が抱える困難を早期に把握し支援できる地域ネットワークの構築を促進・支援します。

(3) 中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援（施策8再掲）

- 中学校卒業や高等学校等の中退・卒業をきっかけに、困難な状況にある若者に対する支援が途切れることがないように、スクールソーシャルワーカー等の支援者、若者支援に取り組む関係機関・団体、社会的養護に関わる職員・施設、高校、県の若者自立相談窓口などと連携し、若者の社会的つながりや社会参加、自立の支援に取り組めます。

(4) 保護者に対する養育支援・相談支援

- 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者が抱える生活上の様々な課題に関する相談・支援、子どもの社会的・経済的自立につながる支援に取り組めます。
- 困難な状況にある子どもと保護者が社会的な孤立に陥ることがないように、スクールソーシャルワーカー等の学校職員、生活困窮世帯や生活保護世帯の支援やひとり親家庭の支援に関わる職員、子ども・子育ての相談に関わる職員・施設などと連携し、子育てや生活上の課題、経済的な援助や法的手続、就労に関することなど、様々な相談ニーズに対応します。
- 身近な地域における子育て支援の充実（施策3再掲）、子ども家庭支援体制の充実（施策10再掲）、児童虐待防止対策と在宅支援の強化（施策11再掲）に取り組めます。

(5) 保護者に対する就業支援・経済的支援

- ひとり親家庭の保護者の就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。（施策12再掲）
- 家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて、各種手当の支給や助成などの経済的な支援を行います。
- 子ども施策の各種利用料等の減免を図るなど、支援を要する子どもや保護者が利用しやすいサービスの構築に取り組めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の中学校3年生の子ども及びその親に対し、進学費用の準備や学習環境の確立など高校進学への意識を高めるための支援を実施
ふれあい学び舎事業	すべての小学校で、地域、家庭と連携した放課後補充学習を実施し、「共育」による学力向上の取組を進める
地域学び場応援事業	保護者を中心とした地域グループが中学生を対象に実施する放課後補充学習活動を支援
就学援助	児童生徒が国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって、給食費、学用品費、修学旅行費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な保護者に援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援
進学準備給付金	生活保護受給世帯の子どもの大学等への進学支援のため、進学する高校3年生に一時金を支給
特別支援教育就学奨励費	児童生徒が市立小中学校の特別支援学級に通学・通級するうえで、経済的な理由によって、給食費、学用品費、修学旅行費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な保護者に援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、調理や学習支援、昔遊びなどの居場所づくり活動を行うNPOやボランティア団体等に対し、活動経費を一部助成
貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業	貧困の状況にある子どもを支えるネットワークを構築するため、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会、情報交換会等を実施
子ども・若者支援地域協議会（施策8再掲）	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置（現在は、福岡市子ども・子育て審議会をこれに充てている）
福岡市生活自立支援センター	生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの相談支援員の中に、主に子どもの教育や養育等に関する相談支援を担当する「子ども支援員」を配置
子どもの健全育成支援事業（相談・学習）	○相談支援 未成年の子どもがいる生活保護世帯及び生活困窮世帯に対し、世帯が抱える様々な課題について学校等関係機関との連携を図りながら、訪問や面接による相談・支援を行う ○学習支援 相談支援を受けている世帯で、不登校などにより社会的な繋がりがなく、学習が遅れている子どもに対し、訪問による学習支援を行う
スクールソーシャルワーカー活用事業（施策8再掲）	教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒の家庭や学校に働きかけ、子ども総合相談センターなどの関係機関と連携して、児童生徒の課題の改善を図る
社会的養護自立支援事業（施策14再掲）	18歳に到達し、児童福祉司による支援終結となった施設等退所者に対して、社会的養護自立支援員が引き続いて支援を実施。生活の安定、将来の自立に結びつける

市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施 また、随時募集において、ひとり親家庭や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を申し込み要件のひとつとしている
ひとり親家庭の支援（施策12再掲） ※各事業の詳細は88ページ参照	家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談、母子生活支援施設における自立支援、ひとり親家庭ガイドブック、ひとり親家庭等日常生活支援事業、高等職業訓練促進資金貸付事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成、寡婦(夫)控除のみなし適用
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、幼稚園・保育所などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費について助成

施策14 社会的養護体制の充実**これまでの取組と成果**

- ◆子どもに関わるNPOと共働して里親制度の普及・啓発や里親に対する支援を実施するとともに、乳幼児里親リクルート事業による乳幼児専門の里親の開拓・養成、ファミリーホームの拡大に取り組んだ結果、里親等委託率は目標値(40%)を上回る47.9%となるなど、社会的養護を必要とする子どもに対する家庭養育の推進に取り組みました。
- ◆児童養護施設等の小規模化を進めたほか、児童心理治療施設を設置するなど、社会的養護を必要とする子どもに対する適切なケアを提供する環境づくりに取り組みました。
- ◆自立援助ホームを増設し、施設や里親等への措置を解除された子どもなどに対する自立支援の充実に取り組みました。

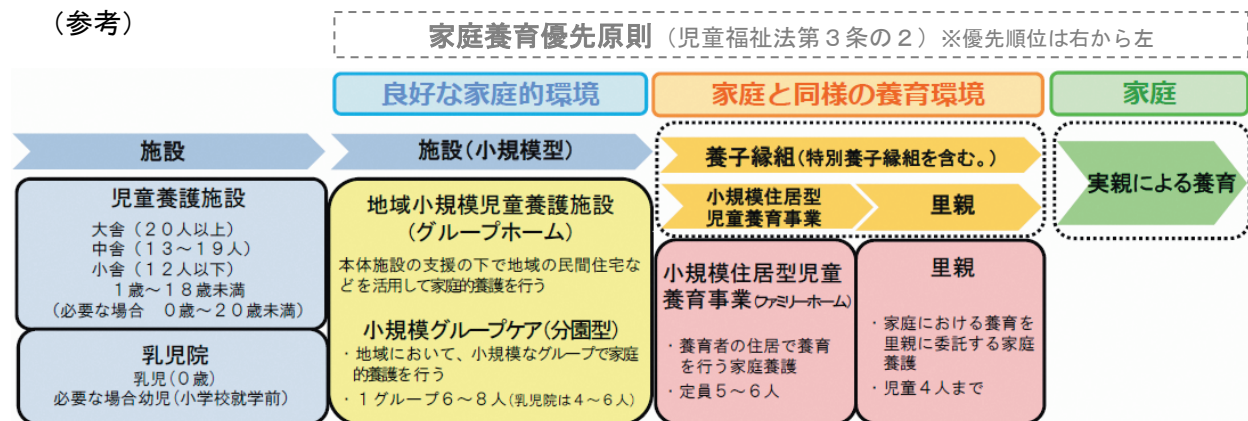
現状と課題

- ◆さまざまな事情で社会的養護が必要になった子どもを家庭と同様の環境で養育するため、里親やファミリーホームによる家庭養育を推進してきた結果、里親等委託率は大幅に上昇するとともに、乳児院と児童養護施設の入所児童数は年々減少しています。
- ◆登録里親数の継続的な確保とともに、里親養育に対する支援の充実が求められています。
- ◆乳児院・児童養護施設を家庭的な養育環境に近づけるため、施設の小規模化を進めていますが、さらに家庭に近い養育や被虐待児童等へのきめ細かなケアを実現するため、家庭や地域の身近な場所に地域分散化された施設の整備を進める必要があります。また、施設の専門性を活かし、地域の子どもの保護者、里親などの家庭を支援する機能への転換が求められています。
- ◆里親・施設等への措置期間が長期化しないよう、子どもが法的に永続性を保障された家族をもつ権利を早期に確保するための支援(親子関係再構築や家庭復帰、家庭復帰後の生活維持、親族等による養育、養子縁組などの支援)が課題となっています。

施策の方向性

- ◆家庭養育優先原則(児童福祉法第3条の2)に従い
 - ・子どもが、早期に、法的に永続性を保障された家族のもとで養育されるよう、子ども総合相談センター(児童相談所)、区役所、フォスターリング機関(里親養育包括支援機関)、里親、社会的養護関連施設などが連携し、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族による養育や特別養子縁組への移行支援に取り組みます。
 - ・社会的養護を必要とする子どもを、家庭と同様の養育環境で養育できるよう、継続的な里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などに取り組みます。

- ・ 小規模かつ地域分散化された乳児院・児童養護施設や職員体制の整備など、さまざまな子どものニーズに応じた養育を提供できる社会的養護体制の充実を図るとともに、乳児院・児童養護施設等が地域の子ども家庭や里親家庭を支援するための機能転換等を推進します。
- ◆ 若者に関わる機関や団体との連携を進め、必要な支援やサービスに的確につなぐなど、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子ども・若者の支援を強化します。



出典：平成31年4月 厚生労働省『社会的養育の推進に向けて』

(1) 家庭支援・親子関係再構築支援の充実

- 里親や社会的養護関連施設に措置された子どもが、可能な限り早期に、家族とともに暮らすことができるよう、措置権者であるこども総合相談センター(児童相談所)は、区役所、子ども家庭支援センター、里親、フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)、児童養護施設などとともに、家庭の生活安定や養育力向上のための支援、親子関係の再構築に向けた交流の支援、虐待を行った保護者が暴力に頼ることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるための支援、親族による養育への移行支援などを実施します。
- 家庭に復帰した子どもの養育が適切に維持されるよう、こども総合相談センター(児童相談所)や区役所、子ども家庭支援センター、NPOその他の支援機関が連携し、虐待の再発防止、良好な親子関係の維持などのための相談支援に取り組みます。

(2) 里親リクルートと里親等養育の推進

- 里親による養育を必要とするすべての子どもを里親に委託できるよう、里親のリクルートから委託後の支援までを包括的に行うフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)への委託事業を拡大するとともに、引き続き、里親制度の啓発に取り組みます。

- こども総合相談センター(児童相談所)やフォスターリング機関(里親養育包括支援機関)において、里親の登録前から登録後まで、里親が置かれた各段階に応じた研修等を実施するとともに、子どもを受託した後の養育に関するきめ細かな支援などを充実させます。

(3) 養子縁組への移行支援と養子縁組後の支援

- 里親や社会的養護関連施設に措置された子どものうち、家庭復帰が困難な子どもに対しては、こども総合相談センター(児童相談所)が中心となり、可能な限り早期に養子縁組による新しい家族を確保するための支援に取り組みます。
- 養子縁組をした親子が良好な関係を築き、子どもが養親のもとで心身とも健やかに成長できるよう、真実告知(「育ての親」であることを伝えること)などに関する研修・支援、思春期前後の困難に対する相談・支援、養子縁組家族同士の交流促進など、養子縁組後の継続的な支援に取り組みます。

(4) 施設機能の向上・転換

- 多様なニーズ(ショートステイ、一時保護、自立援助など)にも対応できる小規模かつ地域分散化された地域小規模児童養護施設の設置、適切なアセスメントの結果ケアニーズが非常に高いと認められる子どもを養育する本体施設の生活単位の小規模化(ユニット化)の実施、一時保護専用施設の設置などについて、必要な定員に基づく計画的な体制整備を推進し、児童心理治療施設の通所も活用しながら、専門的なケアを提供します。
- 乳児院において、一時保護やショートステイを必要とする乳幼児や、医療的ケアが必要で里親委託が困難な乳幼児を養育するとともに、乳児院等は、産前産後の予防的な支援などを行う多機能な施設への転換を図ります。
- 社会的養護の質を確保するため、研修などにより社会的養護関連施設の人材育成に取り組みます。

(5) 自立支援策の充実と若者支援策との連携

- 里親や児童養護施設等からの措置解除を見据え、こども総合相談センター(児童相談所)と里親、児童養護施設等、若者支援に関わる民間団体などが連携し、子ども・若者の自立に向けた支援を計画的に行います。
- 自立援助ホームによる支援を充実させるとともに、里親や児童養護施設等から措置解除となる(なった)若者等に対し、社会的養護自立支援員、施設職員、若者支援に関わる機関・団体、当事者グループなどが連携し、社会的つながりの維持や社会参加、自立の支援に取り組みます。
- 各分野の支援機関の「縦と横のネットワーク」である子ども・若者支援地域協議会について、より実効的な連携体制や調整機能を強化することにより、困難を有する若者の社会的つながりや社会参加、自立を支援します。(施策8再掲)

【主な事業】

事業名	事業概要
措置児童の家庭移行支援事業	措置児童が家庭復帰できるよう、保護者に対して児童への接し方等の助言やカウンセリングなどの親子支援を行い、また、家庭復帰後も安定的な家族関係の調整を実施
里親制度推進事業	NPOなどとの共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及啓発や里親研修などによる里親支援を実施
里親養育包括支援（フォスターリング）事業	保護者の病気や経済困窮等により家庭で暮らすことができない乳幼児の緊急な一時保護にも対応可能な乳幼児専任の養育里親を開拓・育成し、委託後の支援を実施
児童養護施設などケア単位の小規模化	児童養護施設などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化を促進
児童心理治療施設	専門的なケアを必要とする児童に適切な治療や支援を行う入所・通所機能を持つ“児童心理治療施設”をえがお館内に設置
自立援助ホーム	児童養護施設などを退所した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施
社会的養護自立支援事業	18歳に到達し、児童福祉司による支援終結となった施設等退所者に対して、社会的養護自立支援員が引き続いて支援を実施。生活の安定、将来の自立に結びつける
子ども・若者支援地域協議会（施策8再掲）	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置（現在は、福岡市子ども・子育て審議会をこれに充てている）

施策15 子どもの権利擁護の推進**これまでの取組と成果**

- ◆いじめ等の未然防止や早期発見につなげるためのアンケートの実施、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロサミット」の開催、保護者・地域等へのいじめ防止に関する啓発などに取り組む、児童生徒のいじめに対する意識（全国学力・学習状況調査）は高まっています。
- ◆こども総合相談センター（児童相談所）の児童福祉司や児童心理司の増員、医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口の設置や研修の実施、区子育て支援課に対するスーパーバイザーの派遣、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、学校の職員などが参加する合同研修の実施など、重大な権利侵害である児童虐待に対する対応力を向上させるとともに、社会的養護に措置されている子どもの権利擁護のための啓発や相談支援の充実に取り組みました。

現状と課題

- ◆福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査（平成30年度）によると、子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合は7割を超えていますが、引き続き、社会のあらゆる分野において、すべての子どもの意見が尊重され、その「最善の利益」が優先して考慮される社会づくりが求められています。
- ◆学校では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にありますが、学校ごとのいじめのとらえ方に差がみられます。
- ◆社会的養護に措置された子どもたちが意見を表明するための支援など、子どもの権利擁護を目的とした施策の充実が課題となっています。

施策の方向性

- ◆児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう、様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進します。
- ◆いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。
- ◆国による施策等の動向も踏まえながら、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組むとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざします。
- ◆外国にルーツをもつ子どもや性的マイノリティの子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認めあい、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。

(1) いじめの防止・対応

- 各学校で、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組みを推進するとともに、引き続き、教員がいじめの定義を正確に理解し、積極的にいじめの認知を行うことで、いじめの未然防止、早期発見、即対応に取り組みます。
- 教育委員会と学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒が理解し、また、情報モラルを身に付けられるよう指導の充実を図ります。
- 学校サポーター会議の活用など、地域・家庭と連携しいじめ問題への対策を進めるとともに、より多くの大人が子どもの悩み等を受け止められる体制づくりに努めます。
- 学校や教育委員会、こども総合相談センター(児童相談所)、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。

(2) 子どものアドボカシー(権利擁護、意見表明の支援、代弁など)の推進

- 一時保護所や児童養護施設等に対する第三者(行政や施設から独立した第三者)による評価を実施し、それらの施設に一時保護や措置されている子どもの権利擁護を推進します。
- 里親や社会的養護関連施設に措置されている子ども専用の相談電話や冊子「権利ノート」の充実・活用に取り組み、子どもの意見表明を支援します。
- 子どものアドボカシーについて専門性を有する第三者(行政や施設から独立した第三者)が、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置されている子どもを定期的かつ積極的に訪問して意見表明を支援し、行政や関係機関に対して代弁等を行う仕組みをつくとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりに向けた取組みを社会全体で推進します。
- こども総合相談センター(児童相談所)による一時保護や措置が子どもの意向と一致しない場合などには、福岡市こども・子育て審議会専門部会が子どもの意見を聴取・審議し、こども総合相談センター(児童相談所)は審議の結果を踏まえた措置を行うなど、子どもの最善の利益を考慮した決定を行います。
- 親権者の不在などによって親権行使ができない状況にある場合、子どもの福祉のため、未成年後見制度を活用します。

(3) 子どもの権利の啓発と尊重

- 子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

- 学校、こども総合相談センターなどの関係機関が連携し、マイノリティの子どもやその家族の相談に応じます。
- 日本語指導が必要な児童生徒が、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
Q-U アンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のための、Q-U アンケートを行い、この分析結果に基づいた支援を実施
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組及び保護者・地域などへの啓発活動を実施
処遇困難事例等専門部会による子どもの意見聴取・審議	児童の最善の利益を確保するために、児童や保護者の意見が児童相談所と異なるなどには、こども・子育て審議会「処遇困難事例専門部会」において意見聴取・審議を実施
地域での人権教育の推進	公民館や市民センターなどを中心に、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施
学校・保育所などでの人権教育・保育の推進	教育活動全体を通じた人権教育・保育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、さまざまな人権問題に取り組む実践的な行動力を育成
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施
子ども日本語サポートプロジェクト	福岡市立小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを行う

◆目標3 事業目標

子ども・子育て支援法の必須項目

事業名（国事業名）		指数	現状値	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援事業 （養育支援訪問事業）	見込み	専門的相談支援（世帯数）	123 (H30年度末)	146	147	150	154	157
		育児・家事援助（世帯数）	-	50	55	60	70	80
	確保 方策	専門的相談支援（支援員数）	77 (H30年度末)	80	80	85	85	90
		育児・家事援助（受託団体数）	-	5	5	6	6	7
子どもショートステイ （子育て短期支援事業）	見込み	支援人数（人）	2,342 (H30年度末)	2,700	3,100	3,500	4,000	4,500
	確保 方策	支援体制（人）	2,342 (H30年度末)	2,700	3,100	3,500	4,000	4,500

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

福岡市が独自に設定する項目

項目名	指数	現状値	目標値 R6年度末
子ども家庭総合支援拠点	設置数	-	7
子ども家庭支援センター	設置数	2 (R元年度末)	4
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定	就職者数 (人)	81 (H30年度末)	100
子どもの健全育成支援事業（相談・学習）	高校進学率 (%)	93.2 (H30年度末)	98
子どもの食と居場所づくり	支援団体数	27 (H30年度末)	54
地域小規模児童養護施設	施設数	6 (R元年度末)	10
児童養護施設等の生活単位の小規模化	施設数	2 (R元年度末)	4
乳児院等多機能化推進事業（産前・産後母子支援事業等）	実施箇所数	-	2
自立援助ホーム	施設数	3 (R元年度末)	4

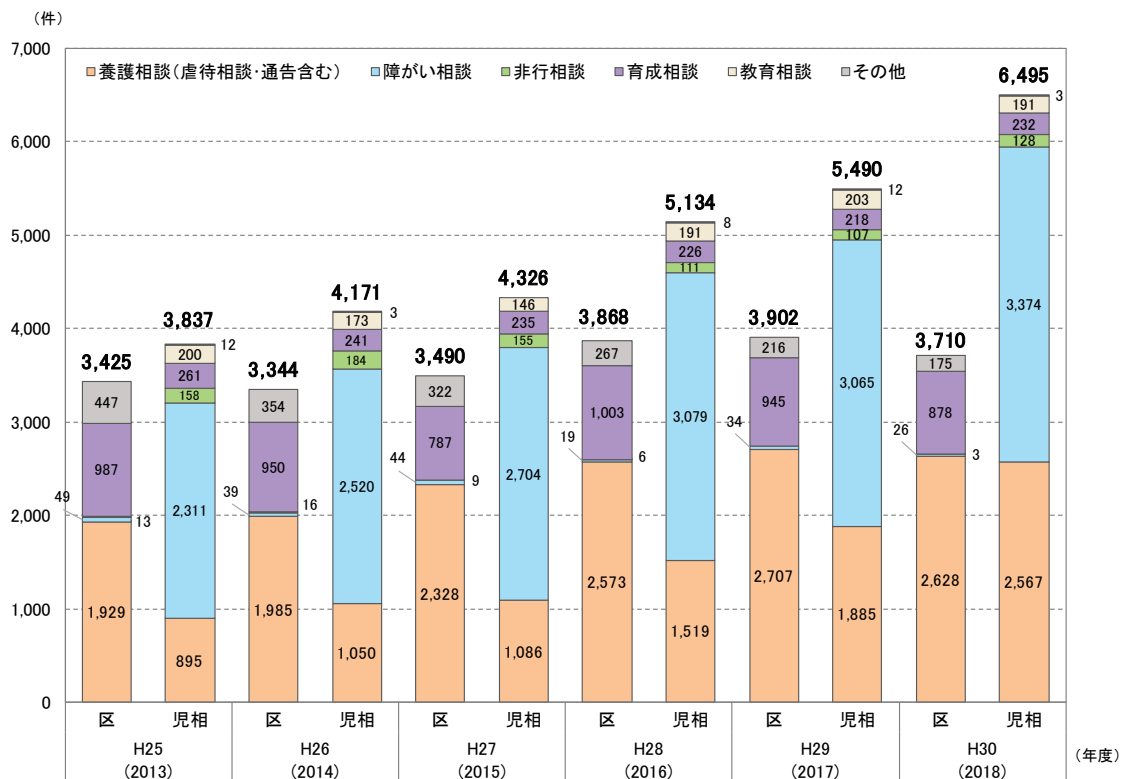
※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

◆目標3 成果指標

成果指標		現状値	目標値 R6 年度末
子どもや子育てに関する様々な情報提供や相談機能が充実していると感じる市民の割合		35.9% (H30 年度)	50% (R4 年度)
児童生徒の自尊感情の状況 「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「当てはまる」 「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小6児童	85.3% (H30 年度)	90%
	中3生徒	82.7% (H30 年度)	87%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えたひとり親家庭の保護者 (乳幼児の保護者)		19.6% (H30 年度)	10%
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	86.8% (H28 年度)	88% (R3 年度)
	父子家庭	90.6% (H28 年度)	92% (R3 年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した 相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭	75.6% (H28 年度)	減少 (R3 年度)
	父子家庭	92.7% (H28 年度)	減少 (R3 年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		93.3% (H30 年度)	98%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と 答えた乳幼児の保護者の割合（世帯収入 300 万円未満の世帯）		7.9% (H30 年度)	減少 (R5 年度)
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童の うち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)	乳幼児	60.3% (H30 年度末)	75%
	学齢児	44.7% (H30 年度末)	50%
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		75.0% (H30 年度)	80% (R4 年度)
いじめに対する意識 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対して、 「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合		96.6% (H30 年度)	97%

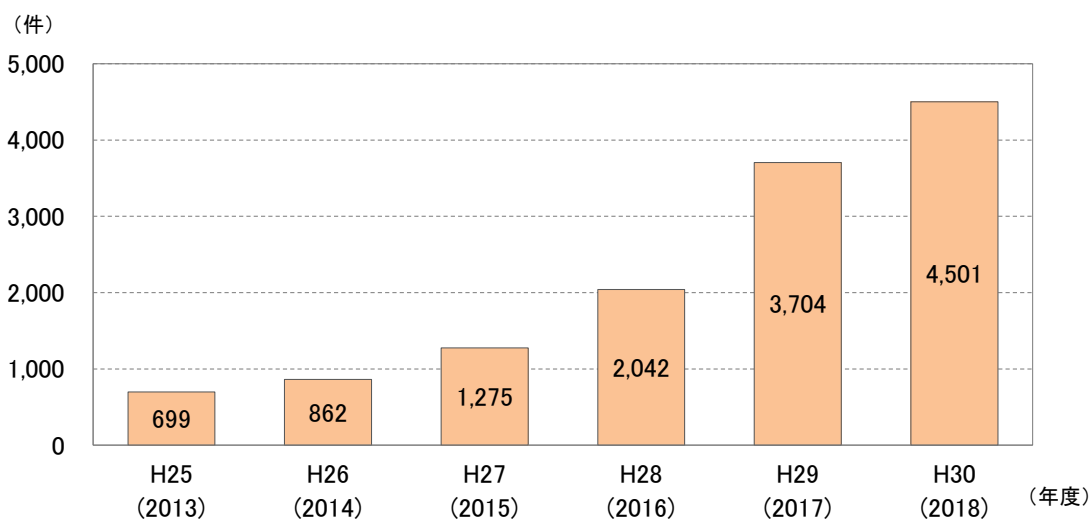
◆目標3 関連データ

■区役所及びこども総合相談センター(児童相談所)における相談受付件数(実人数)の推移



福岡市こども未来局調べ

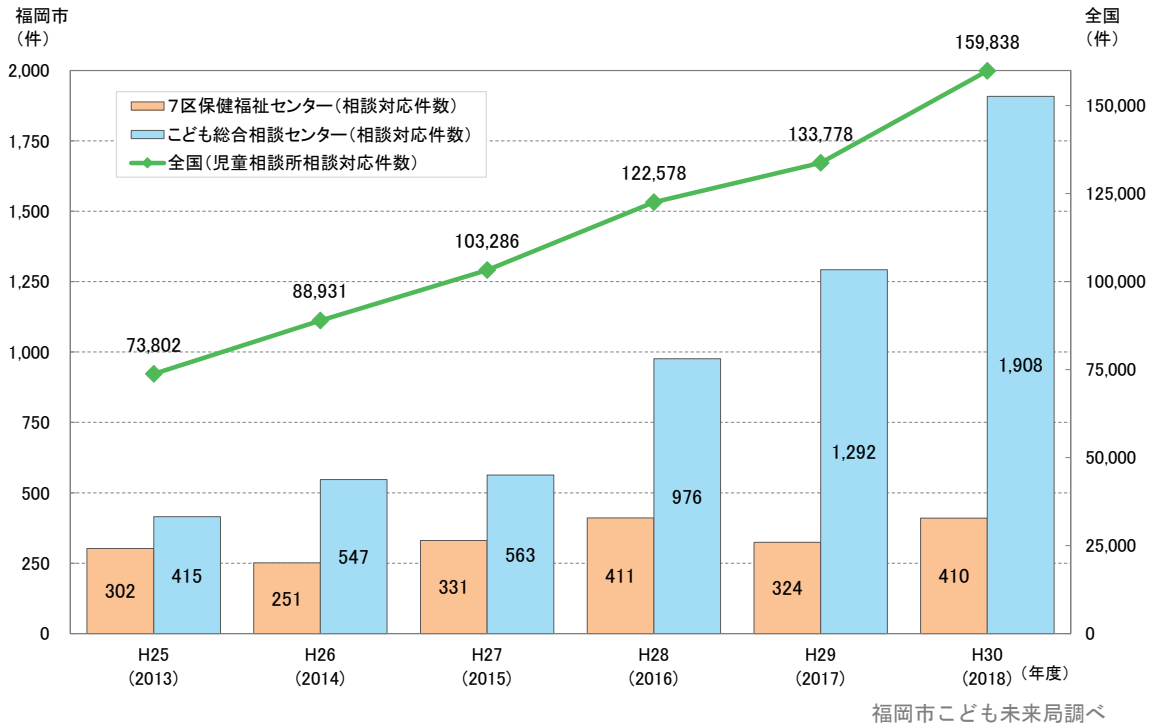
■福岡市子ども家庭支援センターにおける相談件数(延べ件数)の推移



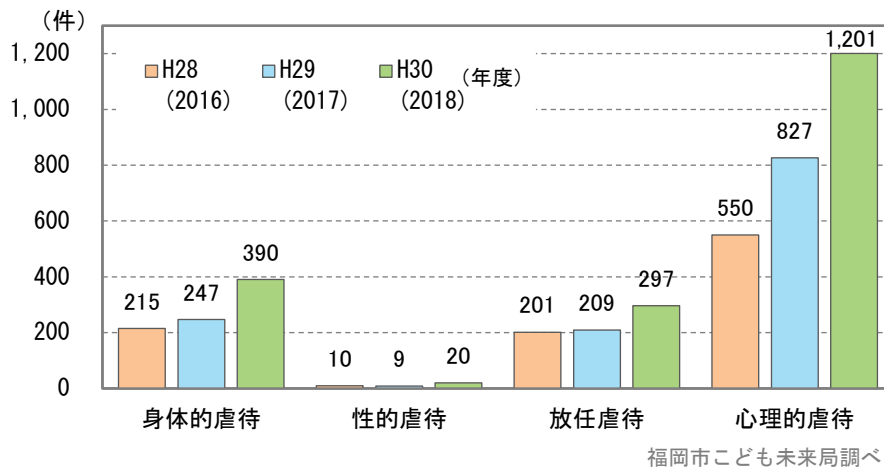
※H27.6月まで1か所, H27.7月より2か所

福岡市こども未来局調べ

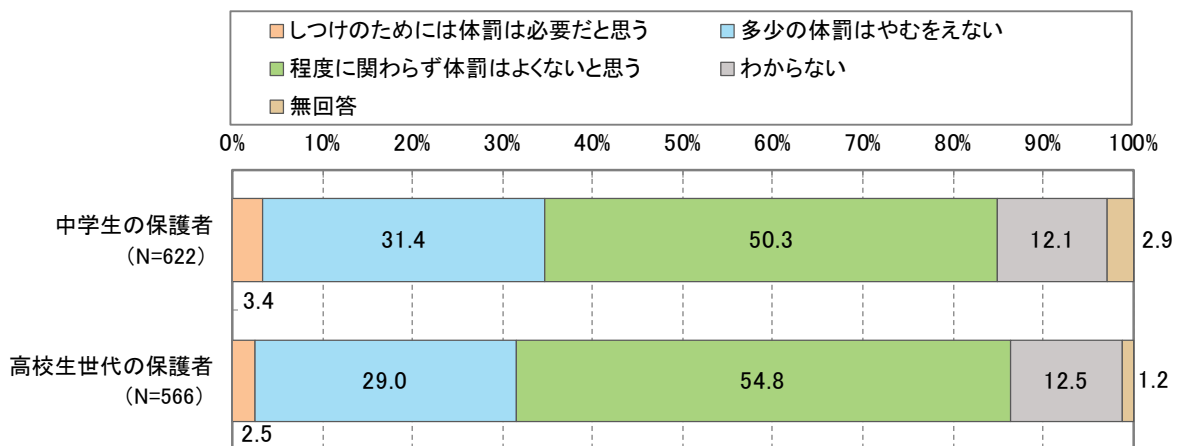
児童虐待相談対応件数の推移



子ども総合相談センター(児童相談所)の虐待内容別受付状況



体罰についての考え方

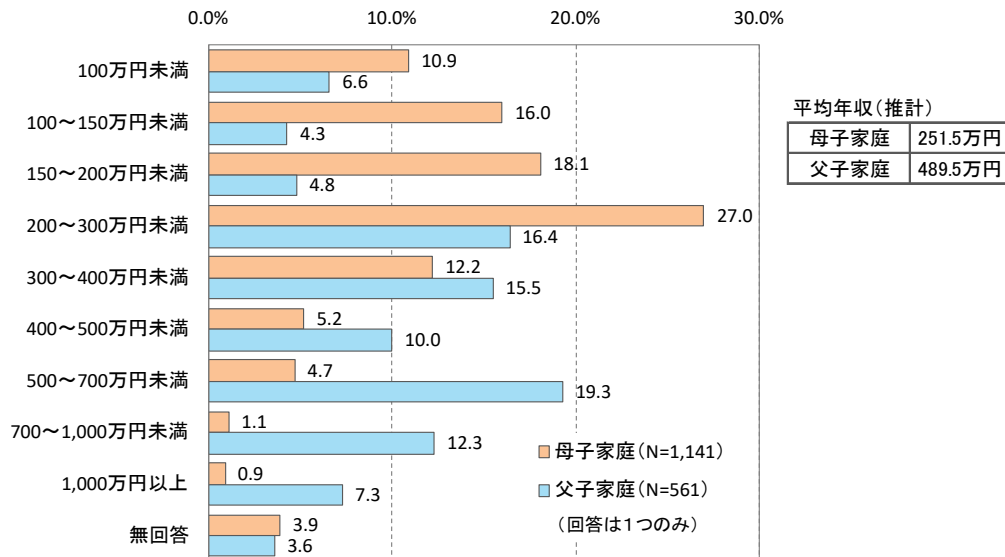


ひとり親家庭の世帯数の推移

	1996(H8)年度	2001(H13)年度	2006(H18)年度	2011(H23)年度	2016(H28)年度
母子家庭(世帯数)	14,910	17,212	18,760	19,970	20,377
父子家庭(世帯数)	2,530	2,905	2,572	2,777	2,304

出典：福岡市ひとり親家庭実態調査

ひとり親家庭の収入の状況



※平均年収(推計)は「100万円未満」は50万円、「100～150万円」は125万円など、それぞれの中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、「収入はない」と無回答を除いた標本数で算出した。

出典：平成28年度 福岡市ひとり親家庭実態調査

ひとり親になった理由

	離婚	未婚	病死	その他死別	行方不明	交通事故死	遺棄	その他	無回答
母子家庭	80.5%	10.1%	4.3%	0.9%	0.3%	0.2%	0.1%	2.1%	1.7%
父子家庭	70.9%	-	20.3%	2.1%	0.2%	0.4%	0.2%	3.4%	2.5%

出典：平成28年度 福岡市ひとり親家庭実態調査

ひとり親家庭における子どもと保護者の状況

項目	全世帯	ひとり親家庭
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えた乳幼児の保護者	11.4%	19.6%
パートからフルタイムへの転職希望が「ある」と答えた小学生の保護者	47.9%	72.2%
悩んでいることは「子どもとの時間を十分にとれないこと」と答えた乳幼児の保護者	18.7%	30.6%
平日に子どもと一緒に過ごしている時間が「不足している」と答えた小学生の保護者	40.1%	60.4%
放課後に子どもだけで留守番することが「ある」と答えた小学生の保護者のうち「2時間以上」と答えた保護者	18.3%	36.4%
子どもの自宅学習が「回数回」「めったにない」「まったくない」と答えた中学生の保護者	17.7%	32.1%

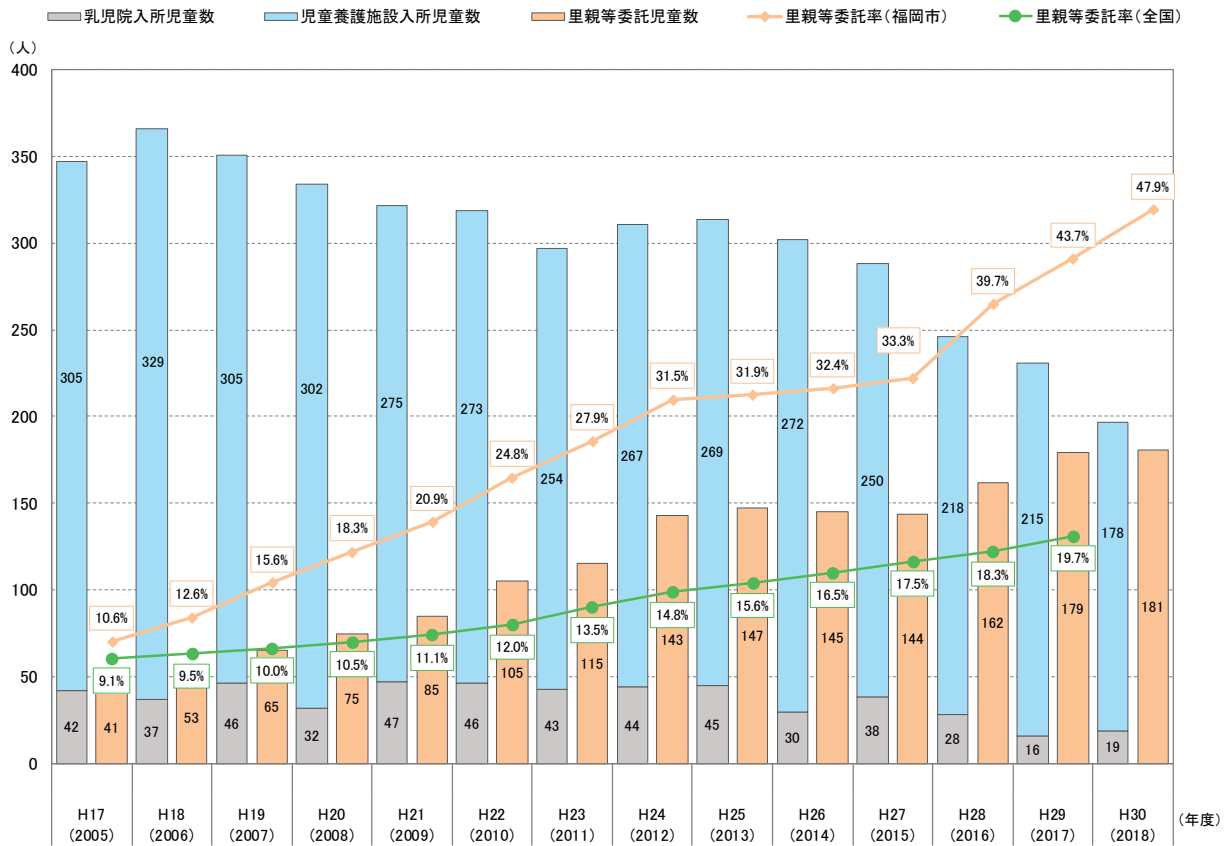
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

保護者の収入と子どもの生活状況等

項目	全世帯	年収300万円未満の世帯
子どもの自宅学習が「月数回」「めったにない」「まったくない」と答えた中学生の保護者	17.7%	32.0%
放課後に子どもだけで留守番することが「ある」と答えた小学生の保護者のうち「2時間以上」とあると答えた保護者	18.3%	26.4%
子ども食堂などの地域の居場所活動を「今後利用したい」と答えた小学生の保護者	26.1%	33.9%
子育てをする上で気軽に相談できる人・場所が「いない(ない)」と答えた乳幼児の保護者	5.6%	7.9%
子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えた乳幼児の保護者	11.4%	14.7%

出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

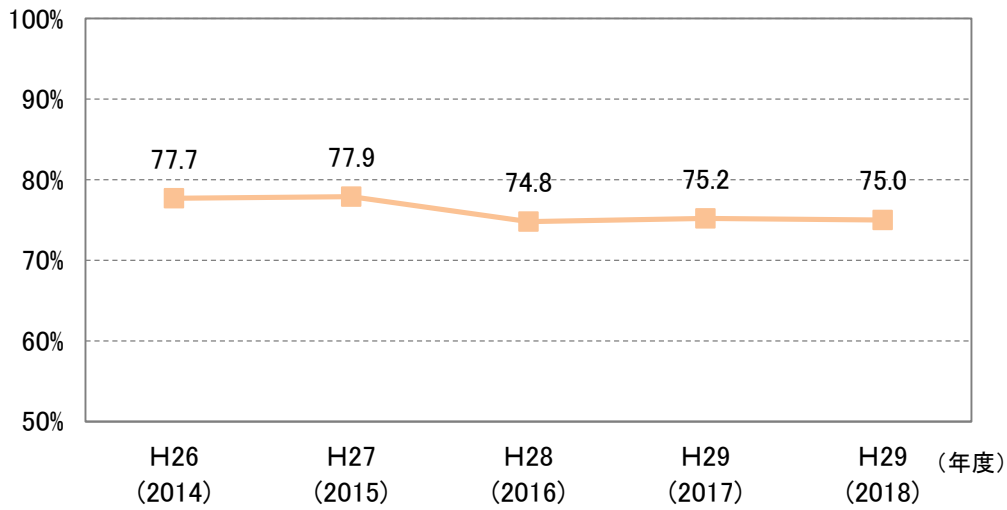
里親等委託児童数・施設入所児童数・里親等委託率の推移



委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合

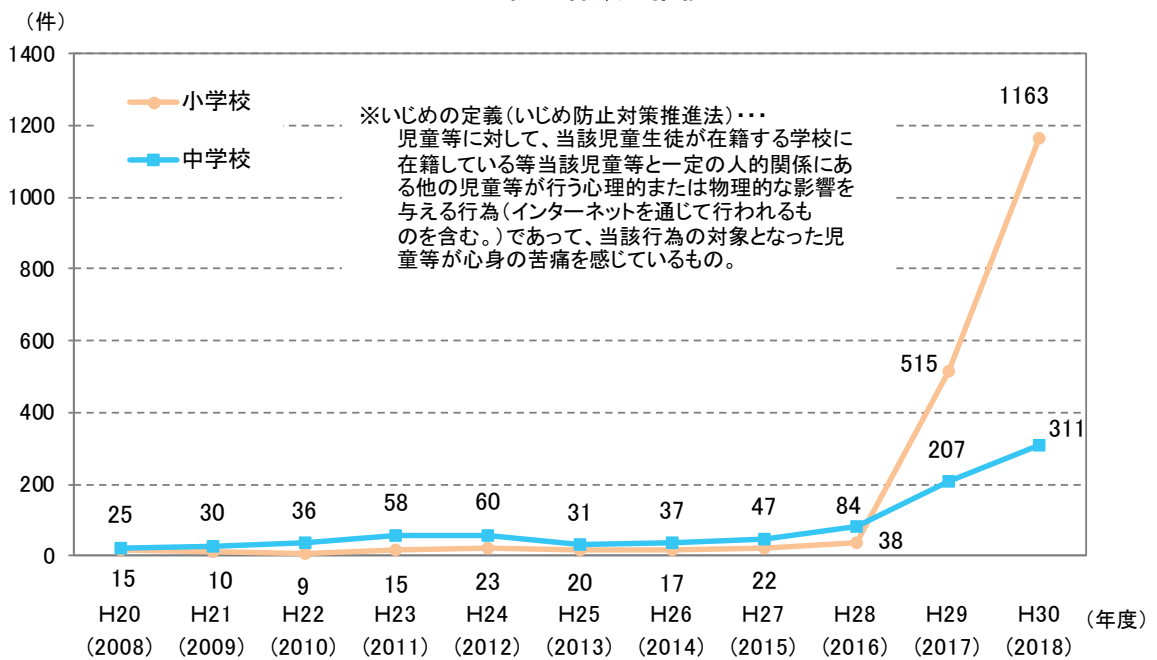
福岡市子ども未来局調べ

子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合



出典：福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

いじめの認知件数の推移



福岡市教育委員会調べ